

一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアム 委員会規則

第1章 総論

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアム定款第35条の規定に基づき設置する委員会に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 委員会組織

(委員会の目的)

第2条 委員会の目的は、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアム定款第35条第2項の規定に基づき、理事会の議決により定める。

(委員長)

第3条 委員会には委員長1名を置く。

2. 委員長は、正会員のうちから、理事会が委嘱する。
3. 委員長は、会務を掌理する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、正会員のうちから、委員長が委嘱する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(臨時委員)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2. 委員会の臨時委員は、委員長が委嘱する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 情報等の扱い

(原則)

第8条 委員会の活動において委員（臨時委員を含む、以下同様とする。）が提供又は開示

した情報は、他の委員が本規則に従いこれを使用することができる。但し、提供又は開示した委員の産業財産権その他の権利を侵害してはならない。

(秘密情報)

第9条 本章にいう秘密情報とは、以下のものをいう。

- (1) 委員会において、情報を開示する委員（以下「開示者」という。）から情報を受領する委員（以下「受領者」という。）に対し、書面、磁気媒体、電子メール等の電子媒体その他の媒体に化体された形態で開示、提供された情報であって秘密である旨の表示がなされたもの。
- (2) 委員会において、口頭または視覚的方法その他媒体に化体されない方法により受領者に開示された情報については、開示者が、開示時点で秘密である旨を示し、開示の日から30日以内にその内容を書面にまとめ、秘密である旨の表示をして当該委員会に提出したもの。
- (3) 委員会において、サンプル物品の形態で開示、提供された情報については、当該サンプル物品またはその包装、容器等に秘密である旨の表示がなされたもの（当該表示のあるサンプル物品から知得したものを含む。）。
- (4) 制定前の委員会仕様案。
- (5) その他、委員会の成果物であって、当該委員会において秘密である旨の指定がなされたもの。

2. 前項の秘密情報は、以下の情報を含まない。

- (1) 開示、提供を受けた際、既に受領者が保有していたもので、秘密保持義務のないもの。
- (2) 開示、提供を受けた際、既に公知であったもの。
- (3) 開示、提供を受けた後、受領者の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 開示者以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が合法的に入手したものの。
- (5) 開示者が、第三者に対して、秘密保持義務なく開示したもの。
- (6) 受領者が秘密情報に触れることなく独自に開発したもの。

(秘密保持)

第10条 受領者は、開示者の秘密情報を第11条に定める場合以外には、開示者以外の第三者に開示、漏洩、公表等してはならず、また委員会の目的以外の目的に使用してはならない。秘密情報の管理の程度は、いかなる場合も善管注意義務を下回るものであってはならない。

2. 受領者は、委員会の目的の実施に合理的に必要な範囲内でのみ、秘密情報を複製することができる。本項に基づき開示者の秘密情報を複製した場合には、原本と同様に秘

密である旨の表示をしなければならない。

3. 委員会において、本章に定める義務より重い秘密保持義務を条件に秘密情報の開示を希望する場合、当該委員間において、別に協議し、その取扱いについて書面により取り決めることができる。

(開示範囲)

- 第11条 受領者は、開示者から開示、提供された秘密情報を、委員会の目的のために知る必要のある自己の役員および従業員（大学においては自己の教職員、自己に在籍し、かつ大学との間で雇用に関する契約を締結していない学部学生、大学院生およびポストドクターを含む。以下、同様とする。）に対してのみ開示するとともに、当該開示を受けた役員および従業員が、本規則に基づき自己が負担する義務と同一の義務を負いこれを履行することを、開示者に保証する。
2. 受領者は、官公庁、裁判所等の公的機関から、法令、命令その他に基づいて、開示者の秘密情報を開示する要求を受けた場合は、かかる秘密情報を当該公的機関に開示することができる。この場合、開示する秘密情報についての保護手段を講じられるように、開示者に対し、事前にかかる開示につき通知し、開示の範囲を最小限にするべく開示者に協力するものとする。なお、当該開示者への事前通知が合理的な理由で困難である場合には、事後速やかに通知する。
 3. 受領者は、前二項までの規定にかかわらず、委員会の目的を遂行する上で、開示者から開示された秘密情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前の書面による開示者の承諾を得た後、本規則と同程度の秘密保持義務を課す秘密保持契約書を当該第三者と締結し、且つ、当該第三者が当該秘密保持義務を遵守することを開示者に保証することを条件として、当該秘密情報を当該第三者に開示できるものとする。また、受領者は、開示者の承諾を得ることなく、秘密情報を委員会の目的の遂行のために他の委員に開示できるものとするが、開示に際しては、当該他の委員に当該秘密情報が開示者の秘密情報であることがわかる形で開示するものとする。なお、当該開示者の秘密情報につき、当該他の委員は、当該秘密情報の受領者とみなすものとする。

(否定)

- 第12条 本規則の他のいかなる規定も委員に何らの情報の開示義務を課すものではない。
2. 本規則に明示的に規定されているものを除き、開示者は、本規則に基づき自己が開示する情報について何らの権利も受領者に譲渡または許諾するものではない。
 3. 委員は、本規則に基づく受領者への情報の開示により、委員の間で何らの取引を開始することを確約するものではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 委員は、事前に書面による他の全ての委員の承諾を得ることなく、本規則により生じた権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供しないものとする。

(無保証)

第14条 委員は、自己が開示する情報およびその利用に関して、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、いかなる瑕疵担保責任および保証責任も負わないものとする。

(新規発明の取扱)

第15条 受領者が委員会の目的の遂行の過程で秘密情報を使用して発明または考案をなし、特許出願または実用新案登録出願をしようとする場合には、特許出願または実用新案登録出願前に開示者に当該事実について書面にて通知をするものとし、その帰属、出願方法、取扱等につき誠意をもって協議するものとする。

(有効期間)

第16条 本章の秘密保持の義務は、特に指定のない限り当該秘密情報の受領の日から満3年間存続する。

(退会後の効力)

第17条 本章の規定は、本委員会を退会した委員に対しても有効に存続する。

付 則

1 この規則は、平成27年4月16日から施行する。